

第3節 本格的な侵略事態への備え

自衛隊の主たる任務は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略および間接侵略に対し、わが国を防衛することである。

わが国周辺地域には、現在もなお、不透明・不確実な要素が残されており、万一の本格的な侵略事態が起こった場合の国民の生命・財産の損失の大きさを考えると、そのための備えは必要不可欠である。

自衛隊は、平素から即応態勢・継戦能力の維持向上や所要の装備の整備、周辺海空域の警戒監視などに地道に取り組み、本格的な侵略事態に備えている。また、これらの取組を通じ、自衛隊の精強さを示すことにより、侵略事態などがわが国に直接及ぶことへの未然防止にも寄与している。

わが国に対する本格的な侵略が行われた場合、統合運

用体制により、自衛隊は有機的かつ一体的に行動し、迅速かつ効果的に対応する。本格的な侵略に対して行う作戦はその機能により、①防空のための作戦、②周辺海域の防衛のための作戦、③陸上の防衛のための作戦、④海上交通の安全確保のための作戦などに区分される。なお、これらの作戦の遂行に際し、米軍は、「日米防衛協力のための指針」にあるとおり、自衛隊が行う作戦を支援するとともに、打撃力の使用をともなうような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を行う。

本節では、本格的な侵略が行われた場合、わが国を防衛するため、自衛隊が行うと考えられる典型的な作戦の概要について説明する。

参照 ▶ 2章3節2 (P225)

1 防空のための作戦

周囲を海に囲まれたわが国の地理的な特性や現代戦の様相¹から、わが国に対する本格的な侵略が行われる場合には、まず航空機やミサイルによる急襲的な航空攻撃が行われ、航空攻撃は反復されると考えられる。

防空のための作戦は、初動対応の適否が作戦全般に及ぼす影響が大きいなどの特性を有する。このため、平素から即応態勢を保持し、継続的な情報の入手に努めるとともに、作戦の当初から戦闘力を迅速かつ総合的に発揮することなどが必要である。

防空のための作戦は、航空自衛隊が主体となっていく一般的な防空と、陸上・海上・航空自衛隊が基地や部隊などを守るために行う個別的な防空に区分できる。

一般的な防空においては、敵の航空攻撃に即応して国土からできる限り遠方の空域で迎え撃ち、敵に航空優勢²を獲得させず、国民と国土の被害を防ぐとともに、敵に



飛行中の空自F-15戦闘機

1) 現代戦においては、航空作戦は戦いの勝敗を左右する重要な要素となっており、陸上・海上作戦に先行または並行して航空優勢を獲得することが必要である。

2) 空において相手航空戦力より優勢であり、相手から大きな損害を受けることなく諸作戦を遂行できる状態

図表Ⅲ-1-3-1 防空のための作戦の一例



(注1) 国土から離れた洋上における早期警戒管制機能を有し、地上の警戒管制組織を代替する管制能力を有する航空機
 (注2) 敵機の接近に即応できるよう、戦闘機を武装した状態で空中待機させておくこと。

大きな損害を与え、敵の航空攻撃の継続を困難にするよう努める。

(図表Ⅲ-1-3-1 参照)

(1) 侵入する航空機の発見

航空警戒管制部隊のレーダーや早期警戒管制機などにより、わが国周辺のほぼ全空域を常時監視し、侵入する航空機などをできる限り早く発見する。

(2) 発見した航空機の識別

自動警戒管制システム (JADGE)³ などにより、発見した航空機が敵か味方かを識別する。
Japan Aerospace Defense Ground Environment

3) 指揮命令、航跡情報などを伝達・処理する自動化した全国規模の指揮通信システム

(3) 敵の航空機に対する要撃・撃破など

発見した航空機が敵の航空機と識別された場合、航空警戒管制部隊により、地上または空中で待機する戦闘機や陸自または空自の地対空ミサイル部隊に撃破すべき目標を割り当て、管制・誘導された戦闘機や地対空ミサイルで敵の航空機を撃破する。



空対空ミサイルを発射する空自F-15戦闘機

2 周辺海域の防衛のための作戦

島国であるわが国に対する武力攻撃が行われる場合には、航空攻撃にあわせ、艦船などによるわが国船舶などへの攻撃やわが国領土への攻撃などが考えられる。また、大規模な陸上部隊をわが国領土に上陸させるため、輸送艦などの活動も予想される。

周辺海域の防衛のための作戦は、海自が主体となり、陸・空自とともに、対水上戦、対潜戦、対空戦（個別的な防空）などの各種の作戦を組み合わせで行う。これら各種の作戦の成果を積み重ねて、敵の進出を阻止し、その戦力を消耗させることにより周辺海域を防衛する。

(図表Ⅲ-1-3-2 参照)



127mm砲の射撃を行う海自護衛艦

(1) 洋上における対処

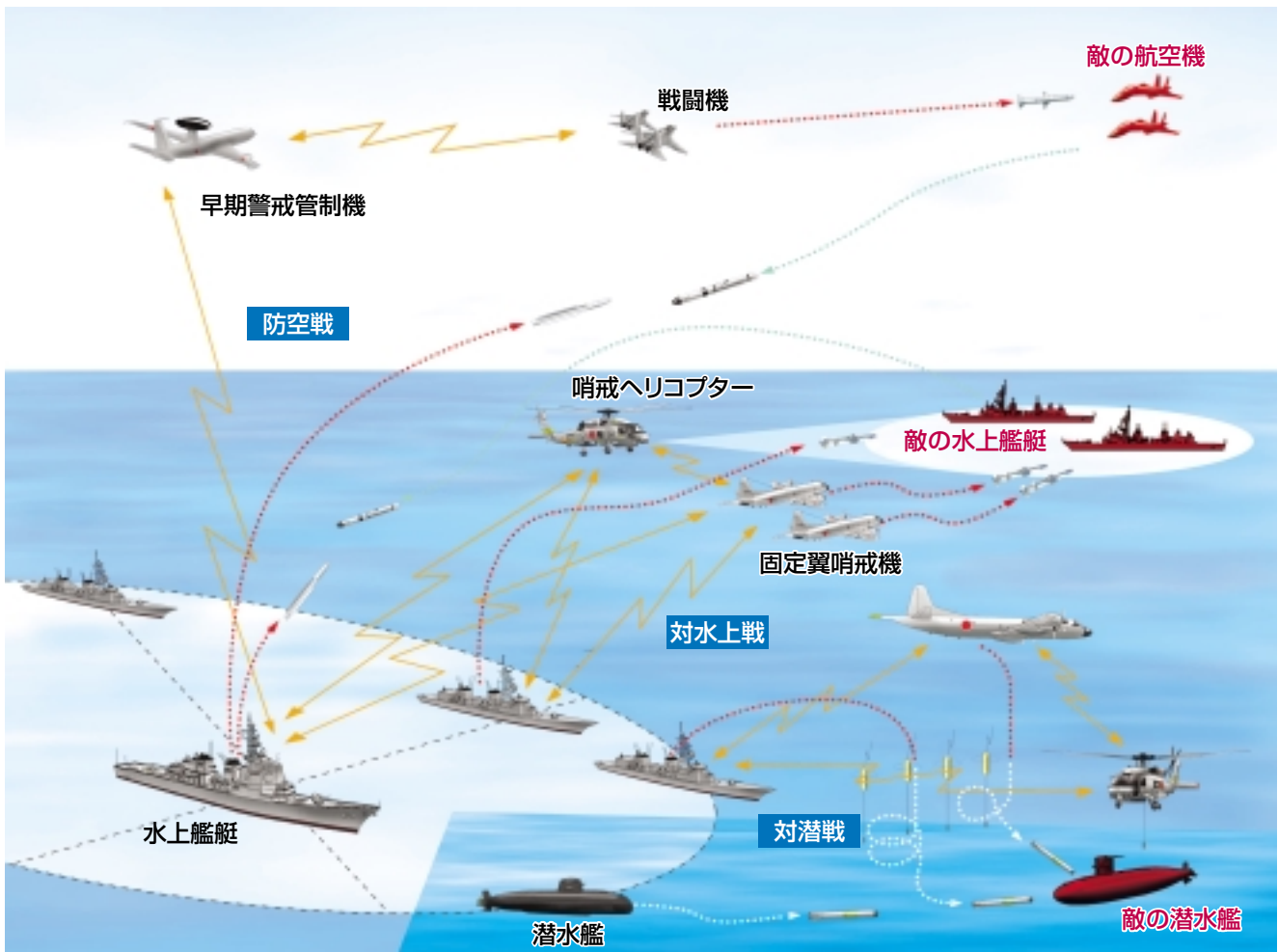
哨戒機による広い海域の哨戒や、護衛艦などによる船舶の航行海域などの哨戒を行う。わが国の船舶などを攻撃しようとする敵の水上艦艇や潜水艦を発見した場合は、状況により戦闘機などの支援を受けつつ、護衛艦、潜水艦、哨戒機などによりこれを撃破する（対水上戦、対潜戦）。

(2) 沿岸海域における対処

護衛艦、哨戒機、掃海艦艇などにより主要な港湾周辺の哨戒を行い、敵の攻撃を早期に発見するとともに、状況により戦闘機や陸自の地対艦ミサイル部隊の支援を受け、護衛艦、潜水艦、哨戒機などによりこれを撃破し（対水上戦、対潜戦）、船舶や沿岸海域の安全を確保する。

また、敵が機雷を敷設した場合には、掃海艦艇などによりこれを除去する（対機雷戦）。

図表Ⅲ-1-3-2 周辺海域の防衛のための作戦



(3) 主要な海峡における対処

護衛艦、哨戒機などにより、主要な海峡の哨戒を行い、通過しようとする敵の水上艦艇や潜水艦を早期に発見、撃破する（対水上戦、対潜戦）。状況により、掃海母艦、潜水艦、海・空自の航空機などで、主要な海域に機雷を敷設する（機雷敷設戦）。

(4) 周辺海域の防空

周辺海域における艦艇などの防空は護衛艦が行い（対空戦）、状況により戦闘機などの支援を受ける。



空対艦ミサイルを発射する
海自SH-60K哨戒ヘリコプター

3 陸上の防衛のための作戦

島国であるわが国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海または空から地上部隊などを上陸または着陸させることとなる。

侵攻する地上部隊は、艦船や航空機で移動している間や上陸または着陸の前後は、組織的な戦闘力を発揮するのが難しいという弱点がある。陸上の防衛のための作戦では、この弱点を捉え、できる限り沿岸海域と海岸地域の間や着陸地点で対処し、これを早期に撃破することが必要である。

(図表Ⅲ-1-3-3 参照)

(1) 沿岸海域における対処

各自衛隊は、護衛艦、潜水艦、哨戒機、戦闘機、地対艦ミサイルにより、地上部隊を輸送する敵の艦船などをできる限り洋上で撃破してその侵攻企図を断念させ、またはその兵力を消耗させることに努める。

また、戦闘機や地対空ミサイルなどにより、地上部隊を輸送する敵の航空機を努めて空中で撃破する。

図表Ⅲ-1-3-3 陸上の防衛のための作戦の一例





射撃中の陸自地対艦ミサイル



空中機動する陸自隊員

(2) 海岸地域における対処

海自は、掃海母艦などにより機雷を、陸自は、水際地雷敷設置装置により水際地雷を敷設して、上陸する敵の行動を妨害・阻止する。

上陸を企図する敵の部隊に対しては、陸自が主体となり、海岸付近に配置した戦車・対戦車・野戦特科火力¹などを集中して水際で上陸を阻止する。敵が上陸した場合、野戦特科火力、対戦車ミサイル、戦車を主体とした機動打撃力により、敵の侵入を阻止・撃破する。この間、空自は、戦闘機により陸自の戦闘を支援する。

敵の地上部隊の上陸と連携して行う敵の空挺攻撃²やヘリボン攻撃³に対しては、主に野戦特科火力と機動打撃力により、早期に撃破する。

また、陸自は、地対空ミサイルをはじめとする対空火力を用いて対空戦（個別的な防空）を行う。

(3) 内陸部における対処

万一、敵地上部隊などを上陸または着陸前後に撃破できなかった場合、内陸部において、あらかじめ配置した部隊などにより、戦闘機による支援のもと、敵の進出を阻止する（持久作戦）。この間に、他の地域から可能な限りの部隊を集めて反撃に転じ、進出した敵地上部隊などを撃破する。

(4) 各段階を通じて実施する対処

海自は、これらの各段階を通じ、護衛艦、潜水艦、哨戒機などにより、空自は戦闘機により、敵の地上部隊増援のための艦船輸送の阻止や海上補給路の遮断に努める。

また、陸上の防衛のための作戦全般を通じ、各自衛隊は、作戦遂行に必要な防空、情報活動、部隊・補給品の輸送などを行う。

- 1) 長射程・大口径のりゅう弾砲やロケットを保有し、歩兵、軽装甲車両、施設などを目標として、それらを撃破したり行動を妨害するために使用する。
- 2) 輸送機などに攻撃部隊が搭乗し、重要地形付近に降下した後、地上において攻撃を行うもの。特別に編成・装備・訓練された部隊が行い、長距離を迅速に空中移動できる攻撃要領
- 3) 輸送ヘリコプターなどで攻撃部隊を重要地形付近に輸送した後、地上において攻撃を行うもの。空挺攻撃に比して、作戦準備が容易であり、軽易に運用できる攻撃要領

4 海上交通の安全確保のための作戦

わが国は、資源や食料の多くを輸入に頼っており、海上交通路はわが国の生命線である。海上交通の安全確保のための作戦は、わが国の継戦能力と生存基盤を確保するのみならず、米軍来援のための基盤という観点からも重要である。

海自は、わが国の周辺数百海里の海域において、また、航路帯¹を設ける場合にはおおむね1,000海里程度の海域において、対水上戦、対潜戦、対空戦（個別的な防空）、対機雷戦などの各種の作戦を組み合わせ、哨戒、船舶の護衛、海峡・港湾の防備などを行い、海上交通の安全を確保する。

わが国の周辺海域で作戦を行う場合には、先に述べた周辺海域の防衛のための作戦とほぼ同様の対処となる。

航路帯を設けて作戦を行う場合には、航路を継続的に哨戒し、敵の水上艦艇、潜水艦などによる妨害を早期に発見してこれに対処するほか、状況により、わが国の船舶などを直接護衛する。

海上交通路でのわが国の船舶などに対する防空は、護衛艦が行い（対空戦）、状況により、戦闘機などの支援を受ける。



派遣海賊対処水上部隊の「さみだれ」（奥）と「さざなみ」

1) 船舶を通航させるために設けられる比較的安全な海域。航路帯の海域、幅などは脅威の様相に応じて変化する。